

京都市告示第 497 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館の臨時開館について、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 30 年 12 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館する区分及び日時

開館区分	開館日	開館時間
駐車場，常設展示場を除く全区分	平成 31 年 1 月 3 日（木）	午前 7 時から 午後 10 時まで
常設展示場	平成 31 年 1 月 3 日（木）	午前 9 時から 午後 5 時まで
駐車場	平成 30 年 12 月 29 日（土）から 平成 31 年 1 月 3 日（木）まで	午前 7 時から 午後 10 時 30 分まで

（産業観光局産業企画室）